令和5年度 第1回小平市特別支援教育推進委員会 会議要録

1 日時

令和5年9月1日(金)午後2時30分から午後4時まで

2 開催場所

福祉会館 小ホール

3 出席者

小平市特別支援教育推進委員会委員 10名

事務局:教育指導担当部長、子育て支援課長、家庭支援担当課長、保育課長、保育課長、保育指導担当課長、障がい者支援課長、教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、指導課指導主事、指導課教育支援担当係長、指導課教育支援担当

4 傍聴者

3名

5 配布資料

- (資料1) 小平市特別支援教育推進委員会の概要及び設置要綱・委員構成
- (資料 2) 小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン (案) の策定について

(資料3) 小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン (案)

6 次第

- (1) 委嘱状交付式
 - ①委嘱状交付
 - ②教育長挨拶
- (2) 小平市特別支援教育推進委員会の設置について
- (3) 委員長及び副委員長選任
 - ①委員自己紹介
 - ②委員長及び副委員長選任
 - ③委員長及び副委員長挨拶

(4) 議事

小平市立学校における医療的ケア実施に関するガイドライン (案) について

(5) その他今後の予定について

7 会議の概要

- (1) 小平市特別支援教育推進委員会の設置について 委員会設置及び委員構成について事務局から説明、質疑応答なし。
- (2) 委員長及び副委員長選任 委員長に中西委員、副委員長に吉田委員が推薦され、承認された。
- (3) 小平市立学校における医療的ケア実施に関するガイドライン (案) について 資料 2 及び 3 に基づき事務局から内容を説明する。

以下質疑応答

(委 員)

医療的ケアのガイドラインを作成しているということで、導尿を必要とするお子さんの保護者からメールをいただいたので紹介する。小学校では、母が毎日登校して導尿していた。週に一回でも看護師さんや代わりの人に導尿してもらえると助かる。一日二回、10時と13時の休み時間に合わせて登校して導尿していた。自分の体調がすぐれない時も子どものために学校に行き、導尿していた。とても大変だった。小学校三年生の時に、トイレの工事をしてもらった。和式トイレ2台を壊し、様式トイレ、簡易ベッドと棚がある広いトイレをつくってくれた。足が不安定なこともあるので、教室と同じ階に使えるトイレがあると助かる。予算がかかることだが、毎日の生活に欠かせない。校長、副校長のはたらきかけで実現した。ケアに必要な道具や着替えを学校に置かせてもらいたい。個人的なもので医療道具だが、忘れたときや非常時に使用できるように預かってほしい。中学校では職員室で預かってくれたが、小学校ではできなかった。子どもたちは、小学生のうちに、学校のなかで、自分で対応できるようになっていく。わが子もできるようになってきた。導尿の実施もそうだが、自分でできるようになるまでの指導や見守りもお願いしたい。

(委員長)

実際に医療的ケアを必要とするお子さんからの保護者からの貴重な御意見と思う。保護者自身の負担もこのガイドラインにおいて解消していくという目的があると思うので、より保護者の負担が軽くなるように関係機関の協力を得ながら、実施できるとよい。

(事務局)

貴重な御意見と受け止めさせていただく。保護者や子どもが安心して過ごせるように配慮が求められていることと思う。御意見を踏まえてガイドライン

を策定していきたいと思う。

(委員長)

個別的な対応が求められていると思う。ガイドラインに細かい内容を盛り込むのが非常に難しいと思うが、医療的ケア児の状況を多くの学校で共有し、学校ごとに個別にその子にあった対応ができるということが重要と思う。

(委 員)

医療的ケアのガイドラインが、小平市の学校でできたというところで、よかったと思っている。当園でも卒園児やいろいろな保護者の方が増えてきていると思う。医療的ケアや障がいがある方が小学校に入学したときの介助やケアの難しさもあり、仕事をしながら子どもを育てていくというところで、子どものために仕事を辞めるのでは、と思っている。先ほど委員からもあったように、医療的ケアを看護師が実施するというところはその通りなのかと思う。4、5ページの役割分担というところで、5ページの上から学習補助員というところに医療的ケア児の介助というところがある。医療的ケア以外の介助が多岐にわたってあると聞く。教職員がすべてを行うことが難しくても、誰かが対応することで、保護者が学校に行かなくても、子どもたちが学校で生活を送れるようになると思う。委員長からもあったように、個別の部分が盛り込めないにしても、会議の中で、保護者の方が置かれている状況によっての配慮というところをお願いしたいと思う。

質問だが、医療的ケアの範囲というところで、4項目挙げられているが、これは現実に小平市の学校に在籍している子どもに応じたところになるか。

(委員長)

たしかに個別の対応を盛り込むのは難しいと思うが、保護者の状況や対象の 児童・生徒の状況に応じて柔軟に対応できるような記載があると、より各学 校が保護者支援も含めて対応できると思うので、ぜひ検討していっていただ きたいと思う。

医療的ケアの範囲について、他の自治体等ではもう少し広く対応するところもあるが、今回のこの4項目は現在医療的ケアを必要としている子の範囲も含めて検討していることと思うが、いかがか。

(事務局)

市全体の医療的ケアを必要とするお子さんについて、検討させていただいた。 た。先立って保育課でガイドラインを策定している。それに合わせて、原則 として4類型を対象として定めさせていただいた。委員からも御意見があったように、各家庭の事情もあるので、相談しながら対応していきたいと思う ので、これを基本とさせていただいている。

(委員長)

医療的ケア児の実態も踏まえて、4類型が基本になるというところで、妥当かと思うが、委員いかがか。

(委 員)

実際に希望しているところと、命にかかわる部分もあるので、安全に実施できるというところを判断していくことは大事だと思う。実際に私立保育園でも、在籍してあとから医療的ケアが必要となったことがわかり、対応している園がある。園長会でも共有しているが、保育課に伝えて保育園でのガイドラインにも反映したというところがあったので、実際に応じて、というところはありがたく思っている。引き続き医療的ケアというのはどこまで、ということは難しいと思うので、実際に子どもと保護者と関係機関と安全に命を守るというところを大事に、一方で希望を聞きながら、柔軟にかわっていくガイドラインになるといいと思う。

(委員長)

実際に医療的ケアがある子どもを中心としながら、支えている保護者の負担の軽減、職員が安心して受け入れられるような環境であり、ガイドラインでなければ子どもたちの支援ができないと考える。受け入れ側の職員にとっても安心を担保できるガイドラインをつくっていく必要があるのだと思う。

(委 員)

小平市の幼稚園は、私立幼稚園のみで公立幼稚園はない。1ページの学校に置ける医療的ケアの範囲というところで、3項目目に就学前施設というところがあるが、この中に私立幼稚園は含まれているのか。保育園は当然含まれていると思うが、私立幼稚園に関しては、自力でお子さんを預かるというイメージを持っているのだが、小平市はそのあたりをどのように考えているか。

(事務局)

令和3年の9月からこの医療的ケア児の支援に関する法律が施行されている。法律では、幼稚園及び保育園等については、設置者が医療的ケア児に対して支援する責務を有すると記載されている。設置者ということでは、私立だと各法人ということになる。公立になると自治体ということになる。一方で、自治体としても医療的ケア児とその家族に対する支援が求められている。市としても、就学前の施設と一緒に子どもたちそして家族に対する支援を行っていきたいと考えている。

(委員長)

設置者が医療的ケアを実施する責務を有すると記載されているとはいえ、市 内にある大事な私立幼稚園になる。このガイドラインが私立幼稚園において も何らかの指針となるようにしていく必要があるのかと思う。

(委 員)

委員長がおっしゃる通りと思う。幼稚園は、保護者の方から幼稚園に入園したいという御相談をいただくが、設備やケアを実施する人材の問題がある。すべてを各幼稚園で、というのは難しい状況がある。今までの経験からすると、歩けないお子さんを受け入れられるよう、自費で人員を加配したり、導尿が必要なお子さんがいる場合はトイレの改修を行ってきた。小平の子どもたちのことを健やかに同じような年齢の子と過ごしたいという保護者の願いやその子の環境づくりというところで、15の幼稚園があるので、市のお力添えをいただきながら、幼稚園として協力させていただければと思う。

(委員長)

十分に情報共有をしながら、充実を図っていければ、と思う。委員会の段階 としては、御意見として受け止めてさせていただければと思う。

先ほども申し上げた通り、ガイドラインをつくられたということで、私立幼稚園としても設置者の責任というところもあると思うが、充実の方向性が示されるというところでガイドラインの意味が大きいと思う。今後私立幼稚園としての支援も課題になると考える。

(事務局)

幼稚園でもかなりの数の園児を受け入れてもらっている。市として、私立でも障がい児対象の補助を助成させてもらっている。国の医療的ケア児に対する補助メニューや支援策が出ているが、国だけでなく、都も進めているという状況があるので、それらも踏まえつつ、今後は市内の私立幼稚園の状況も踏まえて進めていければと思う。

(委員長)

文部科学省が令和4年12月13日に発表した、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果では、8.8%の児童・生徒が学習面又は行動面に著しい困難を示すと推定されている。幼稚園、保育園、認定こども園等への調査では、3歳以上のお子さんで8.9%という数字が出ていた。そういう意味では私立幼稚園も含めて障害児の受け皿になっているということも共有し、そのお子さんたちが小平市立学校で生活を送っていくということになるので、みなさんで知恵を出しあいながら、支援方策を考えていければと思う。

(委員)

安全面に配慮されたガイドライン案をつくっていただき、ありがたいと思う。わが子は32歳になるが、現在の小平特別支援学校、当時の小平養護学校が医療的ケアのモデル校だった時代から、12年間、医療的ケアの歴史と

ともに学校生活を送った。担任の先生が医療的ケアをしていた時代や職務を 分け、非常勤看護師が入るという経験をしながら学校生活を送ってきた。現 在は医療的ケアのある子どもたちの教育が保障されてきたということをうれ しく思う。

そこで今回このガイドライン案で感じたことを一つ。資料 3、24ページの緊急時対応フローチャート、例にはなっているが、養護学校時代に対応いただいた時のことを考えると、多くの訓練が必要になるのではないかと思う。特別支援学校では非常勤看護師が複数名いた。養護教諭や看護師、医療従事者もかなりの人数がいた。校医もすぐそばにいた。フローチャートでは、救急処置が看護師看護師と養護教諭の少なくとも2名とあるが、この方々で気道確保のための体位変更や酸素吸引とかまで行うというのが少し不安と思う。もう少し現実的なフローチャートにできればと思う。

(委員長)

ただいまの委員からの御意見に関連して、本日ご欠席の委員から質問をお預かりしているので、紹介する。資料3、1ページの教職員は医療的ケアを行えないというところに関連して、学校には看護師資格をもつ養護教諭がいる場合があると思うが、この場合も医療的ケアを行わないという認識で良いか。これについても、市内小・中学校の現状も踏まえながら、事務局で判断いただければと思う。また、フローチャートのところで、胸部圧迫やAEDも看護師や養護教諭が行うように設定されているが、これは誰もが行うように設定すべきと思うがいかがか。

(事務局)

緊急時については、多くの教職員で対応することとなる。そのなかで、医療的ケアのお子さんのことだけではなく、各校に AED の使い方や、緊急時の対応マニュアルがある。

委員からご指摘いただいたように、一例として示させていただいているが、 養護教諭の到着を待って AED を使用するようにみえるフローチャートになっ ているので、修正させていただければと思う。

(委員長)

養護教諭が看護師資格を持っていても、教職員は医療的ケアを実施しないということで良いか。

(事務局)

様々なケースが想定されるが、一概にガイドラインで示すということは難しいと思う。ガイドラインで、基本的に教職員は実施しないということで示している。

(委員長)

基本的なところを示しているということですが、基本が崩れてしまうと、子どもの安全性に影響してしまうので、この文言は大切にしてもらえればと思う。委員から、お子さんが小平特別支援学校に在籍している中で、充実が図られてきたという話があったが、当初は教員も戸惑いながらも医療的ケア児のために取り組んできたところと思う。不安を感じていたところも同様にあったと思う。教職員の不安を払拭できるような形で教育委員会からも支援をお願いできればと思う。

それぞれの委員の状況が異なるので、話しにくいところもあると思うが、不 安を感じていたり、子育てしていくなかで感じているところをお聞かせいた だければと思う。

(委 員)

開設当時は障害者福祉センターという名称だったが、たいよう福祉センターは、身体に障害のある方へのサービスと、就学前のお子さんに療育を提供する通所施設として、昭和 60 年に設置された。過去に、成人のサービスで医療的ケアの対応はしないのか、という話があった。また、当時のセンター職員からも、医療的ケアをやりたいとか、やってはどうかという話があった。しかし当施設は、小平市の条例に則って設置されているため、当時の市の意向として医療的ケアは、市内の医療系施設がその対応を担っているので、たいよう福祉センターでは医療的ケアまではやらなくていいと判断され、現在に至っている。利用者の高齢化や身体機能の低下等により、利用の途中から医療的ケアが必要になる方も出てきているが、医療的ケアが必要になったから直ぐに利用を中止して、他施設に移ってもらう訳にはいかない。医療的ケアが必要になった方でも、直ちに常時使用しなければならない訳ではないので、当施設利用時間内で医療的ケアをせずに過ごせる場合は、利用は続けていただくという対応をしている。過去において、常時必要になった場合に他の施設に移っていただくことはあった。

今のところは、当施設で医療的ケアをやってください、やりましょうという 話にはなっていない。

未就学児で、小集団における療育が必要だけれども、対応可能な施設がないために、療育が受けられず宙ぶらりんになってしまうというお子さんもいる。鼻からチューブが入っているお子さんがいて、チューブが取れたら受入れができますと話をしたケースで、保護者の方が一生懸命チューブを取る努力をしたことがあった。

今後医療的ケアが必要なお子さんが増えていく中で、動きのあるお子さんで チューブ等があるお子さんも増えている。今後どう対応すべきか、という課

題がある。

(委員長)

子どもたちに関わる全ての場で医療的ケアができるようになるか、というのは難しいかと思う。小平市が学校における医療的ケア実施に関するガイドラインを作るということで、医療的ケア児の状況や支援のあり方というのが市民全体に伝わっていくことと思う。医療的ケア児や保護者の状況、また実施者の現場の状況がわかるという一つの手立てになっていくのではないかと思う。みなさんで充実したものにしていただければと思う。

(委 員)

本校では現在のところ、該当の事案はない。今後整えていくというところで、実践してきた学校等々あると思うが、いい実践というところを取りまとめていくことは大事だと思う。

(委員長)

学校の状況をまとめていただいて、ガイドラインに反映していただければと 思う。学校が対応できなくては、子どもたちの支援につながっていかないと 思う。そういったところで、学校の御意見をまとめていただければと思う。

(委 員)

取組は素晴らしいと思うが、それ以上に不安がある。職員室で必要な物品を 預かるとかはできると思う。いざ運用が始まった時に、常に看護師がいるか とか、いないときは保護者の方が来てくれるのかとか、場所はどうするのか とか。現在も学校に発達障害のお子さんもいて、個別対応しなければいけな い。部屋も必要だし、人員的にも余裕はない。人員は市で配置することと思 うが、大事なことなので、そこはお願いしたいと思う。

(委 員)

みなさんのお話を聞いていて、それぞれのお子さんの状況は違うと思う。その情報をどこまで共有できるか。個人情報保護というところが現在とても重要になっていると思う。一方で、障がいがあるお子さんがいたときに、誰がどうするか、どこまで担当するか。そのお子さんに対して間違った情報が伝わることもあると思う。何かハプニングが起きたときに誰もが対応できるようにすべきと思うと、情報の共有が必要になる。しかし、今の時代は個人情報保護というところで難しいところがあると思う。

(委員長)

一教員や一職員で、ということではなく、総力戦で子どもを育てていくことが大事な中で、どのように情報共有をしていくか、ということが重要になる。特に医療的ケアが必要なお子さんのことについては、学校や園全体で共有していかなければいけないということがあると思う。支援の共有の仕方は

検討していく必要があるかと思う。

(委 員)

親の立場としても、学校現場にいる委員からもお話があったように、教職員の方々のお仕事はとても忙しいのではないかと感じる。そこに負担がかかってしまうと思うと、親としては申し訳なくなってしまう。看護師の方おひとりの負担になってしまってもいけないのかな、と思う。

(委員長)

保護者として教員を応援してくれていることと思う。看護師の役割にマニュアルの作成等と記載されているが、先ほど看護師の負担というところも委員からお話があったが、看護師は教員と同じ勤務時間で、常時配置されると想定しているか。自治体によって、直接雇用や派遣等の様々な形態で行っているところがあると思うが、現状で想定している雇用形態等があれば事務局からご説明いただきたい。

(事務局)

看護師の雇用形態については、どのような形がよいか検討しているところに なる。

(委員長)

看護師に過度な負担がかかると、雇用もできないし、長続きしないところが あると思うので、形態について検討していただければと思う。

(5) 事務連絡

事務局から第2回の開催予定を説明した。